

第 82 回文化審議会国語分科会（Web 開催）・議事録

令和 4 年 11 月 29 日（火）
10 時 00 分 ～ 11 時 55 分
文部科学省 3 階・3F2 特別会議室

〔出席者〕

（委員）沖森分科会長（国語課題小委員会主査）、浜田副分科会長（日本語教育小委員会主査）、森山国語課題小委員会副主査、島田日本語教育小委員会副主査
石黒、川瀬、是川、近藤、西條、滝浦、田中、中江、永田、長山、
成川、西村、根岸、札野、古田、前田、真嶋、村上、村田、毛受、
山口、善本各委員（計 26 名）

（ゲスト）「日本語教育の質の維持向上の仕組みに関する有識者会議」西原座長

（文部科学省・文化庁）中原文化庁審議官、圓入国語課長、
中村地域日本語教育推進室長、武田主任国語調査官、
相田日本語教育評価専門官、鈴木国語調査官、町田国語調査官、
増田日本語教育調査官、松井日本語教育調査官、
北村日本語教育専門職ほか関係官

※ 沖森分科会長及び事務局は、3F2 特別会議室にて参加。

〔配布資料〕

- 1 第 81 回文化審議会国語分科会議事録（案）
- 2 国語分科会で今後取り組むべき課題に関する審議の状況（案）
- 3-1 「地域における日本語教育の在り方について」（報告案）
- 3-2 「地域における日本語教育の在り方について」（報告案）概要
- 3-3 「日本語教育の参照枠」に基づく「生活 Can do」（案）
- 4-1 日本語教育の質の維持向上の仕組みに関する有識者会議における検討の方向性に関する事項（たたき台案）
- 4-2 質の維持向上の仕組みの検討の方向性（イメージ案）
- 4-3 教育実習実施機関・指定日本語教師養成機関の方向性（イメージ案）
- 4-4 関係省庁との連携について（案）
- 5 文化審議会国語分科会における審議スケジュール

〔参考資料〕

- 1 文化審議会国語分科会委員名簿（第 22 期）
- 2 今期（22 期）以降の国語課題小委員会における審議事項
- 3 国語に関するコミュニケーション上の課題（国語課題小委員会における審議経過の整理）（令和 4 年 3 月）
- 4 漢字出現頻度数調査（4）（令和 4 年 2 月）
- 5 日本語教育関係参考データ集
- 6 多言語情報発信サイト等について

〔経過概要〕

- 1 開会に当たり、中原文化庁審議官から挨拶があった。

- 2 事務局から配布資料の確認が行われた。
- 3 前回の議事録（案）が確認された。
- 4 沖森分科会長（国語課題小委員会主査）から、配布資料2「国語分科会で今後取り組むべき課題に関する審議の状況（案）」を用いて、国語課題小委員会における審議について報告があり、報告に対する質疑応答が行われた。
- 5 浜田副分科会長（日本語教育小委員会主査）から、配布資料3-1、3-2及び3-3を用いて、日本語教育小委員会における審議について報告があり、報告に対する質疑応答が行われ、配布資料3-1について了承された。
- 6 「日本語教育の質の維持向上の仕組みに関する有識者会議」西原座長から、配布資料4-1、4-2、4-3及び4-4について説明があり、説明に対する質疑応答が行われた。
- 7 事務局から配布資料5「文化審議会国語分科会における審議スケジュール」の説明があり、次回、第83回国語分科会は、令和5年3月10日（金）午後1時から開催することが確認された。
- 8 各委員の発言及び事務局からの説明は次のとおりである。

○沖森分科会長

定刻になりましたので、ただ今から第82回文化審議会国語分科会を開会いたします。本日は御多用のところ御出席くださりまして誠にありがとうございます。新型コロナウイルス感染防止のため、今回もオンラインでのウェブ会議としての開催となりました。何かと御不便をお掛けいたしますが、何とぞよろしくお願いいたします。

それでは開会に当たりまして、文化庁の中原審議官から一言御挨拶いただきます。よろしくをお願いいたします。

○中原審議官

文化庁審議官の中原でございます。第82回国語分科会の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

委員の皆様には日頃から国語施策及び日本語教育施策の実施に当たりまして、御尽力、御指導を賜り誠にありがとうございます。国語・日本語は我が国の文化の基盤をなすものであり、この国語分科会は国語や日本語教育をめぐる様々な課題に対応するための施策について御検討いただく重要な場でございます。

国語の分野におきましては、国語分科会で審議いただいた今後5年から10年ほどの間に取り組むべき国語施策に関する課題のうち、国語課題小委員会において、ローマ字のつづり方に関する整理や外来語の表記に関して検討いただいておりますので、検討状況について御報告いただきます。

また、日本語教育分野におきましては、日本語教育小委員会にて、地域における日本語教育の在り方についての報告を取りまとめていただきましたので、その内容について御報告いただきます。

さらに、今回は「日本語教育の質の維持向上の仕組みに関する有識者会議」の西原座長にも御参加いただきまして、法制化を視野に入れた日本語教育機関の認定制度や日本語教師の国家資格等に関する検討の状況について御報告いただきます。

委員の皆様におかれましては、忌憚^{たん}のない御意見を頂きまして、今期の審議も実り多きものとなるようお力添えいただきますことをお願い申し上げまして、簡単ではございますが私の御挨拶とさせていただきます。どうかよろしくお願いいたします。

○沖森分科会長

ありがとうございました。

それでは議事に移りたいと思います。前回の国語分科会より半年が経過しておりますので、まずは国語課題小委員会、日本語教育小委員会それぞれの審議状況について経過報告をした後、意見交換に移りたいと考えております。

さらにその後で、「日本語教育の質の維持向上の仕組みに関する有識者会議」の西原座長より、日本語教育機関の認定制度や日本語教師の資格等に関する検討状況について御報告いただく予定です。

それではまず、国語課題小委員会の審議状況について、同小委員会主査である私から説明させていただきます。

今期の国語課題小委員会の審議状況について御報告いたします。配布資料2「国語分科会で今後取り組むべき課題に関する審議の状況(案)」を御覧ください。国語課題小委員会では、今後5年から10年ほどの間に国語分科会で取り組むべき国語施策に関する課題について、前期から整理を行っております。前期の終わりには、本日の参考資料3「国語に関するコミュニケーション上の課題(国語課題小委員会における審議経過の整理)(令和4年3月)」を審議経過の整理としてまとめました。

前期における審議経過の整理では、単に課題となりそうな項目を並べるのではなく、国語・日本語の全般を対象として、コミュニケーション上の支障となるような問題点がどこにあるのかという観点から検討を行いました。その上で、国語分科会で取り組むかを含め、更に検討すべき課題を挙げております。

これらの課題は大きく三つに分けて、「1 現行の内閣告示に関するもの」、「2 新たなよりどころ・指針の作成について検討すべきもの」、「3 提言等を行うことについて検討すべきもの」として示しております。

今期に入って、前回までの国語課題小委員会では三つの課題のうちの「1 現行の内閣告示に関するもの」について引き続き検討を進めてきました。今期の委員からの意見をまとめたのが配布資料2「国語分科会で今後取り組むべき課題に関する審議の状況(案)」です。特に「(1)ローマ字のつづり方に関する整理」については、できるだけ迅速な対応が求められるという判断から、課題の整理と並行して、既に今期から具体的な検討に入っています。7月以降、国語課題小委員会の審議はこのローマ字のつづり方に関する整理を中心に進めてきました。

検討に入るに当たっては、まず国語施策におけるローマ字に関する議論やその結果などについて、戦前にまで遡って経過を振り返るとともに、小学校の教育課程におけるローマ字の扱いの歴史や現状などを改めて確認いたしました。また、有識者からのヒアリングを順次進めています。これまでに、明治期に設立され現在も活動しているローマ字推進団体である日本のローマ字社の方々や、言語景観などを含む言語学・日本語学の研究者で日本語を母語としない方からのヒアリングを行いました。さらに、今期中において国語教育研究者からのヒアリングも予定しています。

まだローマ字の議論は緒に就いたばかりであり、具体的な方向性が定まっているわけではありません。来期以降、より詳しい議論を進めていくことになるかと思えます。そのために、今後とも関係者や有識者の意見を伺う機会を作るとともに、ローマ字がどのような場面でどのように用いられているのか、社会の実態を調査し、把握する必要があるかと思えます。事務局におきましても、十分な規模でローマ字の調査が実施できるようにいろいろと努力されています。

ただし、ローマ字に関しては、社会に目に見える形で現れているものだけを対象とし、統一すればいいという単純な話ではない面もあります。ローマ字の使用が脳内で

どのように処理されているのか、また、より体系的・論理的なローマ字表記はどのような形なのかといったところも更に検討していく必要があるかと思われま

さらに、最も影響が多い分野として学校教育との関係があります。現在も小学校では内閣告示を根拠として、いわゆる訓令式のローマ字を中心に学んでいます。一方、外国語教育の導入、情報機器へのローマ字入力の使用など、かつてとは異なる状況も生じてきました。ローマ字のつづり方について整理していくに当たっては、学校教育関係者の声を踏まえていく必要もあります。

実態調査だけでは浮かび上がらないような課題をどのように把握していくのかについても、今後よく検討していきたいと存じます。

ローマ字のつづり方に関する整理については、令和6年度をめどに報告をまとめることを目標に議論を進める予定です。

次に、現行の内閣告示に関する課題の「(2) 外来語の表記に関する検討」があります。現行の内閣告示である「外来語の表記」は平成3年から実施されており、既に30年ほどを経ています。この間、外来語は非常に増えていると推察されます。また、そのうちには欧米以外からの語も多く含まれていると考えられます。さらに、新たに見られる言葉の中には外来語か外国語かの区別が難しいようなものもあります。外国語起源の言葉を片仮名で表記する場合の書き表し方について、現状の目安で十分であるのか、改めて確かめておく必要が生じているようです。

日本語として分かりやすいもの、日本人が発音しやすいもの、認知しやすいものを原則とするこれまでの考え方を基本としながら、日本語の中に広がっている新たな外国語由来の音があるのか、それがあ

る場合にはどのような表記で対応するのがよいかという観点からの見直しが必要になるかもしれません。この点で、外来語の表記に関して検討する際にも、社会で使用される外来語の表記の実態をよく調査しておく必要があると考えられます。事務局においては実態調査の実現に向けた検討をお願いしたいと思います。

「(3) 常用漢字表の在り方に関する検討」については、本日の参考資料4「漢字出現頻度数調査(4) (令和4年2月)」の調査結果に基づいて意見交換を行いました。この調査は単行本、週刊誌、月刊誌、教科書といった書籍類にどのような漢字がどれくらい使用されているかを文化庁で調査したものです。調査対象として凸版印刷株式会社による書籍類の版下データ、1,077冊分

に出現した約5,100万の漢字を分析しています。常用漢字表が平成22年に改定されてから既に12年ほどが経過しました。改定の際に追加・削除された漢字の出現頻度を中心に、相対的な出現頻度の増減を確かめるとともに、用いられている漢字の字体などについても確認しました。その結果、追加字種だけを見ても、平成22年と比べて出現頻度が明らかに高くなっているもの、低くなっているものが散見されました。また、書籍類に出現している漢字の字体にも、漢字によっては使用状況に変化の生じているものが見受けられます。

現段階で直ちに常用漢字表の改定を必要としているといった状況にあるとまでは申しませんが、今後とも社会における漢字の使用実態についてよく観察していく必要があるかと思

います。情報化時代にあつて、漢字の使用状況・使用環境はかつてないスピードで大きく変化しています。そのような動きに柔軟に対応することが国語施策に求められるようになって

います。一方、常用漢字表を改定することになれば、教育をはじめ社会全体に及ぼす影響は小さくありません。次の改定を時宜に合ったものとするための準備という観点からも、常用漢字表の在り方について早めに検討していくことは有意義であろうと思われま

象・調査方法を精査するとともに、定期的な調査の実現に向けた検討も引き続き事務局にお願いしたいと思います。

なお、内閣告示に関わる課題のほか、「新たなよりどころ・指針の作成について検討すべきもの」、「提言等を行うことについて検討すべきもの」については、今後、前期の審議内容を基に必要な検討を加えていきたいと思います。

以上、国語課題小委員会の審議状況について御報告いたします。まとめに向けて引き続き検討を進めていきたいと存じます。

では、ただ今の説明について何か御質問、御意見等があればお願いいたします。

(→ 挙手なし。)

ありがとうございました。では、続きまして日本語教育小委員会の審議状況について、同小委員会の主査である浜田副分科会長から御説明をお願いいたします。

○浜田副分科会長

それでは、今期の日本語教育小委員会の審議状況について御報告申し上げます。

令和3年より日本語教育小委員会で検討を重ねてきた「地域における日本語教育の在り方について」を本日、国語分科会で報告として取りまとめたく、お諮りするものです。資料は3点です。まず配布資料3-1「地域における日本語教育の在り方について（報告案）」、こちらが報告の本冊で、全111ページです。この報告の概要が配布資料3-2で2枚です。さらに別冊として配布資料3-3に、昨年度御審議いただいた「日本語教育の参照枠」に基づいて作成した、地域で活用する「生活 Can do」の案を付けています。

それでは、本冊となる配布資料3-1について御説明します。表紙の次のページの目次を御覧ください。全体の構成を御説明します。全4章の構成に「はじめに」、「おわりに」を加えたものとなっています。

第1章は「検討の経緯」、第2章は「地域における日本語教育の現状と課題」について、データを基に説明をしています。

第3章が本報告の核となる「地域における日本語教育の基本的な考え方」です。施策の方向性や実施主体、対象となる学習者、日本語教育プログラム編成に際してポイントとなるレベル・教育内容・学習時間の目安・評価などの考え方、さらには人材の配置、連携体制について示しています。

第4章では「地域における日本語教育の内容」として、「日本語教育の参照枠」に基づく「生活 Can do」の内容と活用方法、漢字を含む文字の扱いや、生活・社会・文化などの情報の扱い方、評価に対する考え方を記載しています。

また、最後に参考資料として、これまで出されている関連する報告や調査、参考教材等を掲載しています。あわせて審議経過と委員名簿を添付しています。

では、順に御説明します。「はじめに」の冒頭では、この報告が、国及び地方公共団体が関係機関と連携して推進する日本語教育施策を整備・充実する際の指針となるものであることを述べています。この報告は地方公共団体の日本語教育施策を担う方々に手に取っていただき、地方公共団体等が実施する日本語教育の実践に生かされることを期待していることを記載しています。また、言語・文化の相互尊重を前提としながらも、外国人が日本社会で自立した言語使用者として—この「自立した言語使用者」は後ほど詳しく出てきますが、これも「日本語教育の参照枠」に示されたもので、ABCの三つの段階の二つ目の段階に当たるレベルです—この「自立した言語使用者」として豊かに生きるための日本語教育の在り方を考える際のよりどころとして活用していただくために取りまとめるものである、という趣旨を述べています。

1ページを御覧ください。「1. 検討の経緯」です。政府の「外国人材の受入れ・共

生のための総合的対応策」では、外国人が生活のために必要な日本語等を習得できる環境の整備が掲げられていて、目指すべき外国人との共生社会の実現に向け、「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」が初めて決定されました。この中では、生活のために必要な日本語やライフステージに応じて必要となる日本語が習得できる機会を提供する観点から、円滑なコミュニケーションと社会参加のための日本語教育等の取組が重点項目とされています。

また、令和元年6月の日本語教育推進法の公布・施行を受けて、翌年、「日本語教育に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」が閣議決定されました。この中で、「地域に在住する外国人が自立した言語使用者として生活していく上で必要となる日本語能力を身に付け、日本語で意思疎通を図り生活できるよう支援する必要がある」と示されました。

文化庁では、平成19年7月に国語分科会に日本語教育小委員会が設置され、それ以来、生活者としての外国人のための日本語教育の内容・方法の充実と体制整備に向けて検討を行ってきました。平成22年から順次「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案について」、教材例集、ガイドブック、日本語能力評価、日本語指導力評価などの報告を取りまとめ、これらの普及に資するように努めてきましたが、令和2年に国の基本方針で標準的なカリキュラム案の改定を行うことが掲げられたことから、標準的なカリキュラム案を見直し、地域における日本語教育の在り方について検討を行うとともに、ワーキンググループを設置して、「生活 Can do」の作成も進めてきました。

次に4ページを御覧ください。「2. 地域における日本語教育の現状と課題」です。ここでは、現状と課題を五つの観点で整理しています。「(1) 地域における日本語教育の実施状況等の把握について」では、現在在留外国人が約296万人、外国人就労者も約173万人と過去最高となる一方で、日本語教室がないいわゆる空白地域の市区町村が877と、全体の46%となっている状況ですとか、地方公共団体によって日本語教育機関数や日本語教師数あるいはコーディネーター数などに大きな差がある実態について記載しています。

続いて21ページです。「(2) 地方公共団体における日本語教育に関する基本的な方針の策定について」です。22ページのグラフに示すように、日本語教育の基本的な方針を策定している自治体が16自治体、検討中が32自治体、未定が18自治体という状況を示し、あわせて基本方針の策定における課題や、策定によるメリットなどについても紹介しています。

25ページを御覧ください。「(3) 「生活者としての外国人」に対する日本語教育の内容等について」です。これまでの地域における日本語教育の取組の状況と課題を整理して示しています。先の標準的なカリキュラム案では、生活上の行為の事例のうち、「子育て・教育を行う」、「働く」は取り上げられませんでした。在留外国人の定住化が強まっている傾向を踏まえ、子育てや就労に関する日本語教育についても取り入れる必要があること、また、特定技能等の一定の日本語能力—これはA2相当ですが—これを身に付けた上で来日する外国人の増加も想定されますので、A2以上の教育内容を想定した学習の目安となるレベルを示す必要がある、といった課題を記載しています。

28ページを御覧ください。「(4) 地域における日本語教育を担う人材について」です。地域日本語教育コーディネーター、そして日本語教師、日本語学習支援者といった日本語教育人材を確保・配置するための現状と課題について整理をしています。日本語教師は現在約4万人のうちの半数がボランティアという実態があります。地域の日本語教育はボランティアによる活動に支えられてきた実情がある中で、高齢化、あるいは地域日本語教室の後継者不足、特に初期日本語教育を中心に学習者のニーズに

対応することがボランティアでは非常に難しく、負担が重くなっているといった課題が挙げられています。

加えて、地方公共団体からは、地域日本語教育に専門性を持つアドバイザーやコーディネーター、日本語教師などの人材の不足、また、専門人材の育成・研修やネットワークが不十分で、孤立してしまうといった声が寄せられています。

33 ページを御覧ください。「(5) 地域における日本語教育を実施するための多様な機関との連携体制について」です。文化庁では、都道府県・政令指定都市を対象として「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」を実施しています。この事業では、総合調整会議を設置し、域内の市区町村、企業、商工会、大学、日本語教育機関、NPO、外国人コミュニティといった多様な主体が参加して協議を行うように求めています。地方公共団体においても、多様な機関と連携を図りながら日本語教育の課題に当たろうと努めているところが少しずつ増えています。

36 ページを御覧ください。生活者対象の日本語教育コースを実施する日本語教育機関といったものがある一方で、日本語教育機関が公共団体と連携して、日本語教育のプログラムの開発・提供を行う、あるいは日本語教師の派遣を行うなどといった連携については十分進んでいない地域がたくさんあります。

37 ページを御覧ください。「3. 地域における日本語教育の基本的な考え方」です。第2章で述べた様々な課題を受けて、「(1) 地域における日本語教育施策の方向性について」として、六つの観点を示しています。①基本的な方針の策定です。基本的な方針の策定に際しては、これから策定に取りかかる自治体にも参考になるよう、38 ページに方針や計画を策定する際の観点を挙げるとともに、地域の実情に応じて柔軟な対応を取ることにもできるよう、38 ページの下に様々な方針作成の対応方策を示しています。また、39 ページからは基本的な方針の策定の事例を掲げて、参考にしていただけるように示しています。

続いて 41 ページを御覧ください。②地域における日本語教育の質の向上についてです。初期レベルの支援にとどまらず、冒頭にも申しましたが、自立した言語使用者として「日本語教育の参照枠」で B1 レベルとして挙げました。この B1 レベル以上を到達目標とすること、また、そのためには学習時間として 320 時間から 520 時間程度、おおよそ 1 年から 2 年程度のコースカリキュラムが設計されることが望ましいことを提言しています。

また、コースの途中で出産・子育てなどの事情により一度離れても、就労・離職などを契機に学習を再開する者もいることなどから、多様なニーズやレベルに応じて学習に参加できる体制を構築していくことも大切だとしています。

42 ページ、③外国人等の多様なニーズを踏まえた日本語教育環境の整備です。ここでは日本語教室を開設する際のステップ、段階を七つ示しています。次の 43 ページでは、オンラインによる日本語教育プログラムの必要性、夜間や土日の日本語教室、託児を併設した教室などの事例についても触れています。続く 44 ページ、45 ページでは、文化庁事業を活用した全国の事例の中から特徴的なものを紹介しています。

46 ページを御覧ください。④日本語教師やコーディネーター等の専門性を有する人材の確保です。地域日本語教室に必要な人材として、地域日本語教育コーディネーターと「生活者としての外国人」に対する日本語教師、そして日本語学習支援者にそれぞれ求められる資質・能力を示し、研修を受講した人材の配置・確保が必要であることを示しました。

50 ページ、⑥地方公共団体の日本語教育推進体制の強化です。このページの二つ目の○では、地域の企業・事業者が外国人材の日本語教育に積極的に関与すべきであること、また、四つ目の○では、質を担保した日本語教育プログラムの開発・普及を行うため、日本語教師や日本語教育機関と連携を図ることが求められることなどを記述し

ました。下から二つ目の○では、当事者である外国人住民及びコミュニティーの意見を聞き、運営に関しても連携・協力し、持続可能な相互理解・学びの場に日本語教室となるよう努めることとしました。

51 ページを御覧ください。ここからは「(2) 地域における日本語教育の実施主体」についてです。ここでは国の役割、都道府県の役割、市区町村の役割を整理しました。54 ページにイメージ図を示しています。

55 ページ、②外国人を雇用する事業者の責務です。企業や事業者、外国人を雇用する主体の積極的な日本語教育への関与、そして日本語教育の実施への取組、それにより外国人材が定着すること、安定的に確保が図れること、業務量や業務の質が向上すること、それとともに労働災害の発生の抑制においても改善を図ることが期待できることなどを掲げています。

続いて 56 ページ、「(3) 対象となる学習者」についてです。国籍や年齢を問わず日本で暮らす全ての日本語学習を希望する者が対象となること、日本国籍であっても日本語を母語としない者が存在することについても留意するよう記載しています。

58 ページを御覧ください。「(5) 日本語教育プログラムの編成」です。日本語教育プログラムの編成において必要な項目として、①日本語教育の目的・目標を黄色い四角に示しています。

60 ページを御覧ください。日本語のレベルについて、「日本語教育の参照枠」の自立した言語使用者のうち、B 1 レベルまでの日本語教育プログラムを設計することを求めています。

61 ページからは教育内容・方法について記載し、61 ページの下に、配布資料 3-3 「「日本語教育の参照枠」に基づく「生活 Can do」(案)」の約 800 ある「生活 Can do」の内訳を示しています。これらが教育内容・方法のリストです。

64 ページを御覧ください。ここでは学習時間の目安として、0 からスタートして B 1 まで総計で 350 から 520 時間程度と、かなり幅を持たせていますが、目安の時間を示しています。なお、漢字の学習の時間については別途考えるということで、これには含まれていません。

65 ページにコースの例を示しています。初期段階の支援においては、特に最初の一定期間、まとまった時間数をまとまった期間で受講できることによって言語教育の効果を上げることができるので、そういったことが可能になるような実施体制を整えることが望ましいとしています。

また、67 ページでは、日本語能力の評価を適切に行い、日本語習得の促進を図ることが求められるとしています。地域における日本語教育についても一定の教育プログラムを設定することからは、適切な評価が求められることとなります。

68 ページを御覧ください。学習者が自己評価によって自分の日本語のレベルチェックを判定できるツールとして「にほんご チェック！」という無料のウェブ上のシステムが開発されましたので、御紹介しています。これは 14 言語で使用できるようになっていて、10 分程度で、日本語能力が A 1 から C 2 までのどのレベルに当たるかを、「聞く」、「読む」、「話す」—「話す」は「やり取り」と「発表」がありますが—「書く」、それぞれの言語活動別に自己評価で判定できるツールです。なお、98 ページにより詳細なイメージを示しています。こういったツールを活用し、日本語能力をチェックし、自分自身で目標を持って学習ができるようにすることが大切であるとしています。

69 ページを御覧ください。プログラムとしての日本語教育プログラムの点検・評価の考え方を示しました。

71 ページ、「(6) 日本語教育人材の確保・配置」についてです。地域日本語教育コーディネーターを各地域に専任として配置すること、また、専門性を有する日本語

教師を一定数配置することが望ましいといったことを提言しています。

73 ページ、「(7) 日本語教育を実施・推進するための連携体制の充実」についてです。ここでは、①地域における日本語教育の環境整備・強化に向けた連携体制と、②地域における日本語教育活動の充実のための多様な機関との連携の二つに分けて、例を示しつつ記載しています。

75 ページを御覧ください。「(8) 地域における日本語教育事業・施策の評価」の考え方です。ここでは効果的な事業評価・プログラム評価を行うための検討項目、評価項目を立てる際の観点を示しました。地方公共団体の基本方針の進捗状況の把握のためには、事業・施策を適切に評価することが不可欠です。

77 ページを御覧ください。「4. 地域における日本語教育の内容」です。ここでは主に日本語教育プログラムを設計する地域日本語教育コーディネーターの参考になるよう、既に公開されている「日本語教育の参照枠」から主なポイントを転記するとともに、「生活 Can do」の活用方法や「生活 Can do」を参照する上での留意点などを記載しました。

84 ページを御覧ください。ここでは、既に Can do をベースにして行われている、しまね国際センターの、Can do をベースにしたカリキュラムの事例です。また、95 ページから 96 ページを御覧ください。ここでは評価の例として、岐阜県可児市の可児市国際交流協会と、神戸市の日本語教育機関であるコミュニカ学院が日本語学習ポートフォリオを活用している事例など、参考にしていただけるのではないかとということで掲載しています。

99 ページ、「5. おわりに」を御覧ください。ここにはこの報告書に込めました思いを書いています。日本語教育の推進が、日本で暮らす外国人が日常生活及び社会生活を日本人と共に円滑に営むことができる環境の整備に資するものである。それと同時に、豊かで活力ある地域づくりに資するものでもあること、そして、政府が「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」に掲げた三つのビジョンを転記しました。これらのビジョンの実現に向けて、地域における日本語教育関係者も日本語学習を希望する方々の増加や多様化に適切に対応した日本語教育の推進、そして日本人住民が日本語教育活動への参加を通じて多様な文化への理解を深めることで共生社会の実現につながるよう、各地域の日本語教育施策・事業にこの報告が役立てられ、各地の多様な教育実践や地域に根差した取組が今後より一層共有され、全国で展開していくことを期待しています。

以上が報告の御説明です。本報告の取りまとめに際し、ヒアリングや調査に御協力いただきました皆様に改めて感謝申し上げますとともに、本報告だけでは解決できなかった課題については、今後実績を踏まえた検証を行い、改善に向けて更なる検討を行っていくこと、そして今後生じてくる新たな課題についても、継続してウォッチングしていくことが必要であると考えています。この報告を第一歩として、全国の地域における日本語教育をより良い方向に推し進めていただけますよう、心から祈念しています。

以上、日本語教育小委員会からの御報告です。

○沖森分科会長

浜田主査からの御説明、どうもありがとうございました。

それでは、ただ今の御説明について何か御質問、御意見等がございましたらお願いいたします。御報告案は大部なものでございまして、なかなか隅々まで読み解くのが難しいかと思いますが、今の段階での御質問、御意見等ございませんでしょうか。

○石黒委員

本当にこの大部なものをまとめられる御苦労、本当に良いものが仕上がったと思います。心から感謝申し上げます。

二つほど申し上げたいことがあります。私自身の無理解に基づくものかもしれないので確認させていただきたいと思います。大部な資料の中ではより詳しく説明されているのですが、資料3-2で、ぱっと見たときに、少し分かりにくく感じたのが到達レベルのところでは、資料3-2の「ポイント（今後期待される方向性）」の右下辺りに、到達レベルと想定学習時間があります。私も日本語教育はある程度分かりますので、このレベルを想定することや、想定時間を考えるのは本当に難しいことだと思いますが、一般の方がぱっと御覧になった場合に、「0～A1レベル」というのがぴんとこないような気がします。

0に達するのに想定学習時間が100時間あるとも読めてしまうということです。「0～」と入ってしまっているのですが、その部分が、報告書の中で、グラデーションで示されています。本当に線が引きにくいのはよく分かるのですが、一番上の列の「0～A1レベル」は必要なのだろうかと思います。「A1～A2レベル」に関して同じ時間数が書いてあるので、ここは屋上屋を架している感があって、少し気になりました。

もう一つは全く別の観点で、資料3-1の54ページです。これから地方公共団体にいろいろ実際の部分で力を発揮していただくことになると思うので、とても大事なことだと思います。

例えば、先日、島根県に行ってきたのですが、出雲にある企業がありまして、そこに学習者が多くいます。地元で話を聞くと、年によって、景気によって、多くなったり少なくなったりする差が大きいようです。東京のようなところは、学習者が大勢いるのでプラス・マイナス・ゼロのようなことになるのですが、島根のような地方都市の場合は経済状況によって多くなったり、突然減ったりすることがあると思います。

そうすると、定住外国人といっても、国内で移動したり、海外に行ったりして、労働者の移動が多いということです。横の連携と、その取りまとめをする文化庁の役割が非常に大事になってくると思います。

今回の報告案についての疑問ということではありませんが、今後これを進めていくに当たって、54ページの真ん中にある「連携・協力・指導・助言・財政支援」という辺りが大事になってくると思います。この辺り、ネットワークが横に広がり、かつそれを俯瞰している機関があることが重要で、そのネットワークの強化と、それに対する予算の手当てが大事になってくると思います。そういう思いで今回この報告書を見せていただいたということをつけ加えたいと思います。

○浜田副分科会長

非常に大事な御指摘をありがとうございます。

まず1点目のレベルについての記載ですが、「0～A1」は0のレベルからA1に達するまでにとということで、その次の行はA1からA2に達するまでに100時間からそこに書いてある時間が必要ということでございます。御指摘いただいたように少し分かりにくい記述となっていますので、表記の仕方について工夫をしたいと思います。

それから2点目です。外国人の就労者が、悪い言葉で言えば景気の調整弁になっているような社会的な背景を踏まえて、そういった問題も起こっているということかと思えます。

本日の報告に関する面でお答えしますと、例えば別の地域に行ったときにも日本語の学習が継続してできるように、昨年度に御審議いただいた「日本語教育の参照枠」をきちんと整備すること、そして、それにのっとった形で各地の日本語教育機関が整備されていくことで、違う土地に行っても、場合によっては国に帰ってからも日本語の

学習が続けられるような体制ができるといいのではないかとということが本報告の趣旨です。

そして、教える側、あるいは日本語教室を開設する側については、ネットワーキングが重要であるということで、文化庁の施策の中でもネットワーキングに力を入れた施策が今後展開されていくというようなことを期待し、また、報告の中にも記載させていただいているところです。

御指摘いただいたように、予算的、財政的な裏付けが非常に重要ですので、この国語分科会からも是非そういった安定的な財政面でのバックアップについて、委員の皆様からのお声を頂ければ有り難いと思います。どうもありがとうございます。

○沖森分科会長

ありがとうございました。ほかに御意見、御質問等ございませんでしょうか。

(→ 挙手なし。)

それでは、意見交換はここまでとしまして、資料3-1「「地域における日本語教育の在り方について」(報告案)」については、国語分科会としてお認めいただいたということよろしいでしょうか。

(→ 国語分科会、了承。)

どうもありがとうございました。

続きまして、「日本語教育の質の維持向上の仕組みに関する有識者会議」における検討の状況について、有識者会議座長の西原氏から御説明をお願いいたします。

○西原座長

「日本語教育の質の維持向上の仕組みに関する有識者会議」の座長を務めております西原でございます。本日は、日本語教育推進法に基づいて議論してきたことを踏まえ、二つの側面から、つまり日本語教育機関の認定の在り方、及び日本語教師の資格制度を中心にして議論してきた検討状況を御報告いたします。

この有識者会議は本年5月末に第1回を実施しました。今月17日に第6回までを実施してきて、今日御報告するのは、たたき台です。まとめの前に、国語分科会の皆様にも御議論いただいて、12月13日に開催される第7回を目標にして素案として提示する予定です。その後、1か月程度の意見募集を行いまして、来年1月に実施予定の第8回会議において報告を取りまとめたいと考えています。

まず、背景・経緯、これまでの報告に基づいた今後の方向性をまとめています。配布資料4-1「日本語教育の質の維持向上の仕組みに関する有識者会議における検討の方向性に関する事項(たたき台案)」を御覧ください。

1ページには検討事項を四つ掲げています。「1.日本語教育の質の維持向上に関する仕組みの創設について」、これは現状と課題を含めた背景・経緯、そして全体の方向性をまとめています。「2.日本語教育機関の認定制度に関すること」として、令和3年までの国語分科会も含む議論を踏まえ、更に議論を重ねたものを示しています。「3.日本語教師の国家資格に関すること」については、試験、教育実習、指定養成機関、経過措置などについて具体的に記載しています。最後に、「4.新たな制度に必要な基盤整備」については、制度を将来にわたって支える上で必要な取組を挙げています。この4点について、これまでの報告を踏まえて、新たな検討内容を中心に御説明いたします。

2ページは、背景・経緯として令和元年の日本語教育推進法の成立後の一連の流れについて記載していますが、ここでは割愛します。

3ページを御覧ください。3ページからは日本語教育に関する具体的な課題を整理しています。留学生対象の日本語教育機関だけではなく、先ほど御報告いただいた地

域における日本語教育、就労者に対する日本語教育についても、日本商工会議所や地方公共団体のお話も伺い、分野別に見られる課題と分野共通の課題を整理しています。

次いで3ページの下半分です。まず共通する課題として、学習者が日本語教育機関を選ぶ際に、教育の水準について正確かつ必要な情報を得ることが難しい状況にあること、それから、学習ニーズに対応できる専門性を有する機関や日本語教師の質的・量的確保が不十分であること、さらに、多種多様な日本語教育機関に対して、教育の質の確保の観点から、組織的に改善を図る十分な仕組みがまだないといったことを挙げています。

留学生対象の日本語教育機関等の一部に見られる課題についても、昨今挙げられている課題を整理しています。特にこれまでいわゆる告示制度がありますが、告示制度において教育的な観点からの質の確保・担保が十分に査定されず、教育環境が十分に整っていない機関が見られることを挙げています。

次に4ページ目です。地域日本語教育における課題についても、地方公共団体等にヒアリングを行い、意見を整理しています。先ほどの地域における日本語教育の御発表と重複しているところもあると思います。学習者ニーズの多様化・増加、特に技能実習、特定技能、ビジネス関係等の、家族を含む生活者としての外国人の増加、それと求められる習得レベルの多様化をまず挙げています。

さらに、これまで地域日本語教育を支えてきたボランティアの方々が高齢化し、また、近年はコロナ禍等の影響もあって、地域日本語教室の多くが閉じてしまったこと、それに伴ってボランティア人材が減少し、不足していること、また、日本語教育機関等の連携が不十分であり、指導などに当たる地域日本語コーディネーターや日本語教師など専門人材の確保が困難であること、それから財政支援も十分でないことなどがあります。これは先ほどの御発表にもあったことだと思います。

また、就労者に対する日本語教育の課題については、経済団体の方々に御意見を頂きました。コロナでこの数年減少傾向があったとは言え、3月に水際対策が緩和され、多くの外国人材が入国している中、日本語学習ニーズの高まりを感じているとのことでした。参考資料5「日本語教育関係参考データ集」にデータ集を入れていますので、そこからもお分かりいただけることですが、日本語習得が十分でない外国人材に対して企業側がコミュニケーションに不安を抱えていること、また、継続的な日本語のサポートが必要であること、受入れ企業や関係団体においては、日本語支援の人材・ノウハウが不足しており、専門の日本語教育機関や日本語教師の確保・充実が急務であることなどが、共通の課題として挙げられています。

次に5ページを御覧ください。人材の確保・養成・研修について書かれています。専門性を有する日本語教師の確保に日本語教育機関、企業・事業者、地方公共団体が苦慮している現状があります。課題として、これまで教師要件として、先ほど申し上げた法務省の告示基準があったわけですが、この教育内容と質が一定ではなく、日本語教師の資質・能力にばらつきが生じているといったことが指摘されてきました。

大学等で日本語教師の養成が行われてきていますが、これらの課程を修了しても実際に日本語教師になる者は1割以下という調査結果も出ています。専門性を有する日本語教師が不足する中、職業としての日本語教師の社会的な認知度が低く、日本語教師を目指す者が活躍する状況に結び付いていない現状があります。

さらに、新型コロナウイルス感染症拡大による入国制限が続いて留学生が減少したことで、教師の多くが職を離れる結果となり、今年度に留学生数が増加しても日本語教師不足が深刻な状況となっていることについても、触れました。

このような中、日本語教師を目指す方々に対して、日本語教師のキャリア形成につながり、それから専門人材としての質を国が保証する公的な資格としての新たな仕組みを作るとともに、養成課程を持つ大学等から日本語教育機関への就職を後押しする

仕組みも検討することが必要だと考えています。

そこで、日本語教育の課題や成果を踏まえ、日本語教育推進法等に明記された日本語教育機関の評価と、日本語教師の資格化について、新たな制度の創設とその具体的な在り方を示し、さらに制度の具体的な運用において日本語教育全体の推進をどのように図っていくかについて提案することとしています。

6 ページ以降が実際の制度の大きな柱です。令和3年の有識者会議報告を踏まえて、日本語教育機関の認定制度について大きな方向性を示しています。

7 ページを御覧ください。日本語教育の教育課程を適切かつ確実に実施する日本語教育機関の認定制度について示しています。これは今までの告示機関の認定とは別に、新たに提案するものです。認定の目的として、我が国に在留する留学生、就労者、生活者としての外国人等に対して、その希望、置かれている状況及び能力に応じた日本語教育を受ける機会の最大限の確保を図るために、日本語教育機関において提供する教育課程に教員配置等の教育環境が整備された機関が一定の基準を満たした場合には、それらの教育課程を適正かつ確実に実施することができる機関であることを保証する観点から、国—具体的には文部科学大臣ですが—の認定を受けることを挙げています。

その認定を受けた機関については、日本語教育の提供を必要とする地方公共団体、企業などのニーズを踏まえた教育課程、教育環境等の情報提供を国が行うこととし、その情報を多言語で公表し、学習を希望する者が一定の教育の質が保証された日本語教育機関を選べるようにする環境を整備することとしています。また、先ほども言っていた認定日本語教育機関は、生徒募集の際に、国が定める条件を付すことなどができることとしました。

このほか、日本語教育に関わる出入国管理、労働その他、日本語教育に関わる関係省庁が連携・協力して、関係者に広く周知する仕組みの構築等についても明記しています。

続いて、7 ページの下の部分に書いてある「機関の継続的な質の保証・改善」について説明いたします。機関も自己点検や情報公開に継続的に努め、そして内部の質保証システムを機能させるとともに、国としても、認定後も教育の水準が維持されるように定期報告を求め、課題がある場合には必要に応じて指導・改善を求めたり、やむを得ない場合は勧告や命令など段階的な是正措置を講じたりすることができるように提案しています。

これらの認定日本語教育機関は、十分な移行期間を設けて、周知を図りつつ、数年間の経過措置を設けた上で、認定日本語教育機関に移行していただくことにしています。現在、800 を超す日本語教育機関—大学等における養成機関、それから教育の機関などいろいろありますが—現行の機関も、そのまま認定される、又は是正をしながら移行期間の間に認定を受けるということになっています。

8 ページからは日本語教師の資格に関する仕組みについてまとめています。まず、日本語教師の資格の仕組みの目的ですが、令和2年の国語分科会報告では、名称独占の国家資格として「公認日本語教師」としての資格化の方向性が示されました。しかし、公認日本語教師以外の日本語教師が日本語教師と名乗れなくなるのではないかと懸念があり、また、業務の範囲を明確にすることが困難といった課題が指摘されていたことから、一定の専門的な知識及び技能を有する日本語教師について、国家資格保有者として国に登録をしてもらい、そして国が専門人材の資格として登録証明を発行して法的効果を持つものとするにしています。現在のところは「登録日本語教員」という名称でこの有識者会議は次のことを検討することにしています。

登録日本語教員は、国の認定を受けて一定の教育の質が保証された日本語教育機関に配置されます。認定された機関に配置するということです。そして、国家資格保有者が国の認定機関に配置される制度とします。認定機関があり、登録日本語教員があり、

それで制度が完結することを提案しています。登録日本語教員に対しては、キャリア形成のための研修機会を確保する支援策を講ずるとともに、その研修履歴を記録して活用するような仕組みを検討しています。

この仕組みの全体的なイメージについては配布資料4-3「教育実習実施機関・指定日本語教師養成機関の方向性（イメージ案）」の6ページを御覧ください。これは、日本語教育人材の新制度におけるキャリアパスのイメージの全体像を示したもので、既に公表済みです。今回赤枠で囲った部分を上書きしていますが、ここが登録日本語教員の制度の範囲です。登録日本語教員となった後でも、その後、初任から研修、主任、コーディネーターといったキャリアパスを積んでいくための研修を受けていただける環境が整備されなければなりませんし、これらの研修受講歴を管理して、対外的に示せる仕組みの資格取得と関係付けることを提言しています。

そのほか、現職の日本語教師が最新の情報を学べるようなオンデマンド研修の提供についても提言しています。そのことについては後に申し上げます。

配布資料4-1の9ページを御覧ください。登録日本語教員の登録については、国が行う試験に合格し、かつ、必要な実践的な能力を身に付けるための教育実習を修了することを要件としています。また、国の指定を受けた日本語教師養成機関において所定の教育課程を修了した者は試験の一部を免除することとし、養成機関の教育内容についても制度の仕組みに含めることとしています。この辺りは令和3年度報告に示された内容を踏襲していますので、省略いたします。

10ページは「2. 日本語教育機関の認定制度に関すること」です。

12ページを御覧ください。具体的な認定基準、審査基準等の方向性について枠の中に記載しています。これらについては、様々な御意見を踏まえ、大枠を示しつつ、詳細な検討は日本語教育小委員会等の審議会において専門的な見地から引き続き検討いただくことにしています。

特に二つ目の○、「教育の内容・方法等に関する評価」については、国語分科会の御報告「日本語教育の参照枠」に基づいた基準を定めて、教育課程が自立した言語使用者を育成するために必要な外形や教育内容を満たすものであるかを評価することとしています。この評価制度は標準的な日本語教育機関の質の確保を目的とするものですが、今後のニーズに応じて、教育上の観点から、優良な日本語教育機関の普及を目的とした、優良機関の評価の仕組みについても検討することにするに記載しています。

留学生については、実態・課題等も把握した上で、修業期間—今は2年が上限となっていますが—それも見直し、入学時のレベル等の方向性についても更なる検討が必要であると書いています。

13ページは教員について記載しています。授業を担当する教員は全て国家資格保有者—これは登録日本語教員です—でなければならないとし、その質を担保することとして、各機関における教員の数、教員組織の体制なども教育の質を担保する上で重要な要素ですから、認定基準で確認することとしています。その他、法務省告示基準を参考に基本的な柱を設定しています。

15ページからは「就労」、「生活」類型への対応について基本的な方向性をお示しました。「就労」、「生活」については、その事業主体や形態等も非常に多様ですし、法務省告示制度のような蓄積がないことも踏まえて、制度開始当初においては、質の担保が確実に図られるように、「留学」と共通した一定の質を担保するための教育課程、教員、施設・設備などを評価する仕組みを基本として、就労者・生活者の学習ニーズに対応した認定等の在り方を検討することとしています。

教育内容・方法等にあるように、認定制度開始直後においては、自立した言語使用者として、先ほどもあったB1相当以上の教育内容に沿った質を担保することを前提に検討することとしました。働きながら学ぶ就労者、通学が困難な生活者も含めた学習

ニーズに対応するために、対面の教育だけではなく、オンライン授業や、途中で学習を中断してもまた戻ることができ、段階的にレベルを上げて学ぶことが可能になる教育プログラムの設定の在り方などを検討しています。

「就労」については、外国人を雇用する事業者や産業界のニーズを踏まえた教育プログラムを設定できるコーディネーターの存在、また、登録日本語教員の配置、就労支援を行う機関との連携体制等、就労や研修を目的とした学習者に対するコースデザイン等の実績を求める必要があるなど、引き続き検討していく必要があると記載しています。

次に 16 ページ、「生活者を対象とした日本語教育課程を置く機関に対する評価の在り方」について説明いたします。①地方自治体が自ら設置する機関、②地方自治体が国際交流団体と連携して実施する機関、③地方自治体が他の日本語教育機関と連携して実施する機関など、複数の形態が考えられることから、これらの要件や認定の対象についても引き続き検討を行うことにしています。

17 ページにおいては、認定の手續、認定を受けた日本語教育機関に関する情報の公表について記載しています。これについては、参考資料 6「多言語情報発信サイト等について」の 6 ページ以降を御覧ください。日本語教育機関や自治体、企業体がどのような情報を必要としているかに関する調査結果を掲載しています。こういったニーズも踏まえつつ、学習者や企業が学習機会を適切に選択できるような認定機関の情報公開の項目を検討していく必要があると考えています。

機関の評価については、自己点検評価を毎年実施することを義務として、その結果の公表を求めるとともに、結果を踏まえた改善等の取組方針を国に報告することとしています。さらに、客観的に日本語教育機関の質を専門的に確認する観点から、審議会の協力を得て、国による実施調査を実施することも提言しています。

続きまして配布資料 4-1 の 18 ページです。「3. 日本語教師の国家資格に関すること」で、筆記試験、教育実習について、質を担保する観点から検討が必要な項目について挙げています。

筆記試験については、試験の基本的な性格として、平成 31 年に国語分科会報告で定められた基本的な知識及び技能として 3 領域、5 区分、15 下位区分及び必須の教育内容 50 項目を踏まえ、日本語教育に関する基本的な知識及び技能と、日本語教育に必要な知識及び技能の応用について確認して、一定の専門性を証明するための資格要件として筆記試験を実施することとしています。この基本的な知識及び技能については、所定の科目について一定期間の学習を行った者は、習得されたものとして、養成課程の修了をもって筆記試験①—日本語教育に必要な知識及び技能の項目です—は免除できることとしました。そして筆記試験①の出題範囲と、指定日本語教師養成機関における教育課題の在り方、履修内容と併せて検討することとしています。

試験の内容等ですが、筆記試験①は日本語教育の実践につながる基本的な知識を測定する試験、筆記試験②は現場対応能力につながる問題解決能力を測定する試験としています。出題範囲は先ほど申しました必須の教育内容 50 項目に基づき、養成修了段階で習得しておくべき必要不可欠、かつ基礎的な知識及び技能が網羅的に備わっていることを確認・評価するものとして位置付けています。

出題形式については 20 ページの上を御覧ください。多肢選択方式としています。記述式については議論があったのですが、教育実習が必須とされたことや、試験実施運営の費用対効果、受験生への配慮等の観点から行わない方向で検討しています。

試験の実施体制については、全国各地において年 1 回以上実施としていますが、今後、登録日本語教員の質的、量的確保の観点から、試験実施回数を増やすこと、あるいは C B T (Computer Based Testing) 化することについても、制度開始後の受験者数や教員数の状況を踏まえて検討していくことにしています。

試験合格後の教員登録については、登録証の発行、登録簿の管理などの新しいシステムについて調査を行い、結果を踏まえて具体的な仕組みを構築することを提言しています。この新しいシステムについては、参考資料6「多言語情報発信サイト等について」の14ページを後ほど御覧いただき、イメージをお持ちいただけたらと思います。

次に、配布資料4-1の21ページを御覧ください。教育実習の実施機関についてです。令和3年の報告では、日本語教師の資格取得に当たって教育実習を履修することが必要とされました。日本語教育を行うために必要な実践力を身に付けるための教育実習を求めることとし、教育実習を実施する機関については、文部科学省の指定を受けた機関が行い、その指定基準等を検討することとしています。

教育実習の内容は、令和3年報告に記載されています。今回議論になったことは、21ページの下枠内、下から2番目、教育実習の方法としてオンラインで対応可能な範囲を検討するということです。コロナ禍においてはオンラインでの日本語教育の実施が様々な教育機関で行われましたが、これからの教育実習においてはオンライン授業も指導することを想定して、教壇実習においても対面型でもオンライン授業でも指導できることが重要であるとし、オンラインでの実習も含める方向で検討することとしています。

教壇実習については22ページに挙げています。令和3年報告を踏まえて、原則として5名以上の日本語学習者に対するクラス指導で、実習生一人につき1単位時間以上の指導を2回行うこととしています。教壇実習については、日本語教師養成研修実施機関と教育実習実施機関が異なる場合に、その連携や担当教員の責任体制が曖昧であることが課題として挙げられています。そこで、大学等の指定日本語教育養成機関において教壇実習を行う場合には、教育実習担当教員の下で責任を持って教壇実習を行う機関の体制を明確化することにし、教育実習担当者と教壇実習指導者を置くように提言しています。

指定日本語教師養成機関以外で教壇実習を行う施設として五つほど例を挙げています。指定日本語教育機関や自治体が主催する地域日本語教室のコース、小・中・高等学校等の実習施設における自治体や学校法人と連携した児童生徒に対するコース、企業等と連携した就労者コース、それから海外の大学と連携した留学前日本語コースなど、実態を踏まえた内容・体制等の在り方を別途検討することとしています。

23ページ以降は指定日本語教師養成機関について書いています。現在、大学等の日本語教育に関する課程は179大学、民間の日本語教師養成研修は139機関で実施されていますが、様々なレベル・質がある状況と言えらると思います。現代的・社会的なニーズに対応した指定日本語教師養成機関の質を確保し、登録日本語教員の質を確保する観点から、指定基準を定めることにしています。枠内は、これまでの議論を踏まえた指定日本語教師養成機関の審査項目の案です。今後審議会において更に専門的な見地から御検討いただきたいと希望しています。

25ページは現職日本語教師の方向付けの経過措置について記載しています。

配布資料4-2「質の維持向上の仕組みの検討の方向性（イメージ案）」を御覧ください。3ページに、イメージとして、登録までのルートAからFを示しています。民間試験の合格者や指定養成機関修了者など一定の要件を満たす者については、専門家の方々に評価いただいた上で、講習をもって試験の免除についても検討する案を示しています。右側の「経過措置期間のみ」と赤い破線で示されているようなことですが、それが経過措置として、今現在、日本語教育を行っている方々、あるいは現在、日本語教育は行っていなくても一定の資格を既に獲得している方々についてです。Aの、試験を二つ受けて教育実習を受けてそして登録教員になるのが一番典型的な例ですが、右側に行くに従い、それ以外の方々についても、経過措置の期間の範囲でいろいろな研修その他の経過を経て、登録していただくことができるようにしています。

配布資料4-1の26ページを御覧ください。「4. 新たな制度に必要な基盤整備等」です。先ほど申し上げた参考資料6の多言語情報発信サイトなどの資料にありますが、質が担保された日本語教育機関や指定日本語教師養成機関がどこにあるのかということ、国が一文部科学省がということだと思いますが一情報提供を効果的に行う仕組みを検討しています。

そのようにして地域における日本語教師養成研修の拠点整備、関係機関のネットワーク化推進として、養成担当教師など、高度かつ専門的な日本語教育の指導等に関する教育研究などが重要になりますので、教授法・評価法・ICT教育・音声指導・教壇実習指導など、日本語教育の専門性の見地からの研究成果が認定日本語教育機関や、地方自治体における研修などに生かされるよう、研修人材養成という拠点も整備することとしています。

また、全国各地の日本語教師数あるいは養成機関などの地域差や日本語教師不足という課題を、地方自治体や経済団体、日本語教育機関と共に共同で認識し、解決していくように、そのネットワークを教師養成課程研修修了者の就職支援や処遇改善につなげていくことができるよう、地域内の課題・ニーズを共有して人材確保に資する取組を実施するというようにしています。

このほか、配布資料4-2「質の維持向上の仕組みの検討の方向性（イメージ案）」の5ページにあるように、潜在的な日本語教師の職場復帰促進のためのオンラインを含めた研修も、日本語教師の養成及び現職日本語教師の研修事業として文化庁が新たに予算要求し、事業を計画していると伺っています。この点については、もし後ほど御質問があれば事務局から説明があることと思います。

新たな制度の活用促進としては、登録日本語教員や認定日本語教育機関が社会全体の中で活用されるために、在外公館、外国人在留支援センター、外国人雇用サービスセンター、ハローワーク、JETROなどにおける情報提供を効果的に行う仕組みを構築すること、また、技能実習、特定技能制度において認定機関及び登録日本語教員の活用促進を検討すること、外国人児童生徒の日本語教育支援についても、登録日本語教員、かつ大学等において教育課程を修了した者や、児童生徒向け研修などを受講した者を活用する仕組みを検討することなど、いろいろありますが、登録日本語教員については認定機関以外の場でも活用できるような方策を検討することを最後に盛り込んでいます。

以上、駆け足でしたが、検討内容の報告とさせていただきます。

○沖森分科会長

どうもありがとうございました。現実には直面している様々な課題についての解決策について、一つのたたき台として方向性を御報告いただきました。

それでは、ただ今の御説明について何か御質問、御意見等があればお願いしたいと思います。

○村上委員

私の理解不足によることかと思いますが、御質問です。先ほど「公認日本語教師」と言っていたものを、「登録日本語教員」に変えるとおっしゃいました。どちらも国家資格の保有者ということだと思いましたが、「公認」と「登録」の違いがよく分からなかったものですから、その辺りを御説明いただくと有り難いです。

○西原座長

ありがとうございます。

そのことについては今、法案を次なる通常国会に提案できるようにまとめています

が、その法案を検討する段階で少し指摘があったと聞いています。どういう経緯であったかということについて、事務局からお答えいただけますでしょうか。

○圓入国語課長

事務局から御説明いたします。

配布資料4-1「日本語教育の質の維持向上の仕組みに関する有識者会議における検討の方向性に関する事項(たたき台案)」の8ページに御意見を頂いたところを記載しています。審議会では令和2年の報告では、「公認日本語教師」ということで資格化の名称をおまとめいただいていた。その後、意見募集などの御意見や、その後の議論の中で、ここにも記載がありますが、公認日本語教師の様々な場での業務の明確化が難しいと御指摘いただきました。そのほか意見募集の多くの御意見の中などで、「公認」とすると、公認以外は日本語教師として働けないのかどうか、名乗れないのかどうかというような御指摘もありまして、そこの誤解を招かないような形で対応できればと考えています。

こういった国家資格で活躍いただきたい方々がいらっしゃる一方で、現場では地域の日本語教室などでも日本語教師のボランティアとして多くの方々に支えていただいております。現状を踏まえて整理しております。

8ページに記載がありますが、専門性を有する方として日本語教師で国家資格を創設するとき、国に登録いただいた方々がキャリア形成できるように、登録証の発行とともに、電子上で例えば研修を受けてその研修歴も記録されるというように、社会に対して御自身がこのような知識・技能を持っていることが証明できるようなものを構築していきたいという御議論を頂きまして、「登録日本語教員」という名称におまとめいただいております。

なお、政府の中でも指摘がありましたが、ほかの法律でも「登録」というシステムがあり、そのようなものも参考にいたしました。背景としては、「公認」とすると、公認にならないほかの方々は働けないのかと、名乗れないのかという御懸念が多かったことも踏まえてということです。

配布資料4-3「教育実習実施機関・指定日本語教師養成機関の方向性(イメージ案)」の6ページを御覧ください。日本語教師の方々のキャリアパスということで、令和元年以降、平成31年の報告書に基づいて様々な取組を進めてきております。今回の法案の対象としては、左側の赤い囲みのところを想定しています。登録日本語教員の方もいらっしゃれば、そうでない方もいらっしゃるという前提です。また、登録日本語教員になった後も、平成31年に文化審議会でおまとめいただいた初任者研修を是非継続して生かし、中堅研修、地域の日本語教育コーディネーターの研修なども継続して生かしていくという、全体像もお示しいただいております。

○村上委員

分かりました。ありがとうございます。西原座長もありがとうございます。

○沖森分科会長

それではほかに御意見、御質問等ございましたらお願いいたします。

○長山委員

日本国際協力センターの長山です。2点、コメントさせていただきたいと思います。

まず、配布資料4-1の15ページ目の、「日本語教育機関、「就労」「生活」類型への対応の方向性」-基本的な方向性のところ。大きな課題になるのは多様性ということ、それから就労で言えば事業者や産業界のニーズにどう応えていくのかとい

うところが課題になってくると思います。ここの基本的な方向性の中で「「留学」と共通した」という言葉があります。もちろん質の担保ということを考えなければいけないわけですが、留学との共通性に余り引っ張られない方がいいように感じました。

2点目です。5ページの「(人材の確保、養成・研修について)」のところですが、教育の質の向上ということですが、日本語教育に限らず、質の向上ということになると、教員の待遇は本当に欠かせない項目かと思っています。このページの中でも告示校の日本語教師の年収のことが触れられていますが、職業として社会的な認知が低いという、平たく言うと給料が安いというか、暮らしていけないような形の待遇しかされていないのが非常に大きな問題で、ここが解決されなければきっと現実的には余り進まないのではないかと思います。

そこで、何か具体的に国としてできることを考えると、例えば国交省などでは、技術者の標準単価を定めて、国交省が契約する場合、その価格以上にするといった形でやっていますが、日本語教師に関しても例えば国なり自治体なりが発注する場合には、日本語教師に払う謝金はこれ以上にするといったものを示す等しないと、どうしても安く買いたたくという現状は変わっていかないのではないかと思います。

コメントでしたが、以上です。

○西原座長

ありがとうございました。そのようなコメントを頂いたことを踏まえて、次の会議も臨みたいと思います。今おっしゃっていただいたことは、この制度ができた後のこと、又はこの制度を作るに当たって、「就労」、「生活」それから「留学」という3類型がありますが、そこで留学を優先させてしまって、そこに準ずるような形を取らないというような御指摘かと思って、そのことを記憶したいと思います。

社会的認知については、御指摘のように、これは長年の職業的な問題ということになろうかと思っています。登録される、そして認定された機関は登録教員を雇わねばならないということになっていくことによって社会的認知は高まると思いますが、それが経済的なレベルアップにつながるかどうかは、この提案がどうあるかということよりは、むしろこの提案が認知され行われることになった後に、日本語教育界がそれをどのように受け止めるか、あるいは学習者及び教育機関の総合体がこの教育ということに関して教員の存在をどのように認めていくかに掛かってくるような気もいたします。文部科学省が単価を定めるところまで行くかどうかについては、審議会で御議論を続けていただきたいと思います。ありがとうございます。

○沖森分科会長

ありがとうございました。では、ほかにいらっしゃいましたら、お願いいたします。

○真嶋委員

西原座長から細部に配慮のある御報告を頂きましてありがとうございました。

配布資料4-3の4ページにある「日本語教師の養成段階における必須の教育内容」について、少し手薄かと思うところを述べさせていただきたいと思います。

現在、ドイツに縁があって滞在していて、ドイツの移民・難民の社会統合政策をいろいろ調べて学んでいるところです。「法と日本語教育」といった切り口の教員養成内容があるといいのではないかと思います。ドイツの移民・難民へのドイツ語教育に携わる教師の養成で科目の一つになっていることも見て、日本語教員の養成で、その点が少し弱いかと思いました。

日本語教員に学んでもらうべきだと思う内容としては、日本語教育に関する根拠法、それから外国人日本語学習者の在留資格に関するものはもちろんですが、ほかにもあ

ります。外国人の権利保障に関するもの一日本国憲法をはじめとする国内法で関係するものだけでなく、国際法も含むと思います。教育を受ける権利や言語権に関するもの、もっと言えば児童生徒、年少者についてはいわゆる「子どもの権利条約」など国際条約も関係すると思います。また、日本語教師の法的な位置付けや権利、責務、義務といった法律に基づいた制度、それから日本語教育の位置付け、外国人の位置付けと日本語教師の位置付けと責務といったことについて、現在の法学界の考え方が分かった方がいいと思います。できればまとまったものとして、「法律から見た日本語教育」と言いますか、「法と日本語教育」といったような視点で教師養成の一部としていただけるといいのではないかと考えます。

配布資料4-3の4ページの「日本語教師の養成段階における必須の教育内容」、平成31年の区分で見ますと「社会・文化・地域」で扱うのかと思いますが。科目例にあるような、どこかで少しずつ触れる程度ではなくて、一つの領域として研修が必要なのではないかと思いましたので、御提案させていただきたいと思いました。

○西原座長

ありがとうございました。個人的には真嶋委員のお考えに大賛成ですが、私が所属している有識者会議でそのことが検討されるよりは、むしろ国語分科会、あるいは日本語教育小委員会でこの内容について改定の御提案がある方が筋としては良いように思います。

おっしゃるように、社会統合や、法律、権利というようなことについて、学習者目線で、あるいは国の制度としてどうあるべきかということは、国のビジョンが余りはつきりしない日本において、ドイツなどを見ていると本当に大切なことだと思います。国語分科会の中でそのようなことを提案いただくというのはいかがでしょうか。そのことについて、事務局としてはどうでしょうか。

○圓入国語課長

御指摘ありがとうございます。事務局からお答えいたします。

配布資料4-3の4ページは御指摘いただいたとおり、「社会・文化に関わる領域」の中でも水色のところにあります。例えば(5)言語政策ですとか、(4)日本語教育史ですとか、最近の在留関係の制度の動きなどは例えば(2)ですとか、書いてはありますが、この数年で大きな動きがあるようなものがあります。その中でも特に養成段階で基礎的な知識ということで精選しながら身に付けていただきたいことは、恐らく多くの委員の皆様が感じていらっしゃるかと考えています。

西原座長からも御指摘いただいたように、この有識者会議でまとめていただいた後は、実際の基準を作り、いずれその基準の下での運用などのルールも御検討いただくための日本語教育小委員会で御議論をお願いしたいと思っています。是非、御意見を頂いたことも生かしていきたいと考えています。

また、もう一つ申し上げたいこととして、今頂いたような、必要な内容についても、多くの先生に共有いただければと思います。日本語教師を御指導いただく先生となると、養成段階でも、今御指摘いただいたようなことを共有いただく場が必要だと考えています。

そういったことを想定しまして、先ほど予算の事業を西原座長から御紹介いただきました。配布資料4-2「質の維持向上の仕組みの検討の方向性(イメージ案)」の5ページを御覧ください。左側にブロック別の拠点形成ということで事業を要求させていただいています。真ん中の、現職の先生方の研修でも必要だと思いますが、左側の養成課程も含めた先生の先生と言いますか、大学院や大学の先生方の、今、御指摘いただいたようなことを全国で御指導いただけるような場、ネットワークを形成していけた

らと考えております。是非御協力くださいますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

○真嶋委員

ありがとうございます。よろしく申し上げます。

○沖森分科会長

ありがとうございました。ほかに御意見等ございましたらお願いいたします。

(→ 挙手なし。)

それでは意見交換はここまでとさせていただきます。西原座長には有識者会議での取りまとめを引き続きよろしくお願いいたします。

それでは、本日の議事はこれで終了となります。最後になりますが、国語分科会の今後の審議スケジュールについて事務局から御説明をお願いします。

○中村地域日本語教育推進室長

配布資料5「文化審議会国語分科会における審議スケジュール」を御覧ください。

今回は、令和5年3月10日(金)13時から83回の国語分科会を開催させていただきたいと考えています。各小委員会からの報告、文化審議会総会への報告案の審議等を予定しています。

また、文化審議会総会については令和5年3月下旬の開催予定です。

○沖森分科会長

ありがとうございました。では、ここまでのところで本日の審議内容について何か言い残したことがございましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(→ 挙手なし。)

それでは、第82回文化審議会国語分科会をこれにて終了といたします。本日は御多忙の中、御出席いただき誠にありがとうございました。